

簡易専用水道の衛生管理について

*** 容量の大きい貯水槽を設置されている方へ ***

水道事業者から水の供給を受ける貯水槽給水施設のうち、受水槽の有効容量が10立方メートルを超えるものを、水道法で「簡易専用水道」といい、管理が義務付けられています。

このパンフレットを参考に簡易専用水道の飲料水の衛生確保に努めましょう。



新潟市保健所

簡易専用水道の衛生管理事項

簡易専用水道は以下の事項に留意し、適切に維持管理しましょう。

- ① 法定検査の受検
- ② 貯水槽の清掃
- ③ 水質検査
- ④ 設備の点検・残留塩素の測定等
- ⑤ その他必要な措置
- ⑥ 関係書類の保存

① 法定検査の受検

1年以内ごとに1回、定期的に簡易専用水道の管理について検査を受けなければなりません。厚生労働大臣登録検査機関へお申込みください。新潟県内には別紙の検査機関があります。詳しくは厚生労働省のホームページに掲載されている簡易専用水道検査機関登録簿をご覧ください。料金は検査機関へお問い合わせください。

検査の結果、不適や要改善の指摘があった場合は速やかに対処しましょう。

② 貯水槽の清掃

水槽の清掃も1年以内ごとに1回、定期的実施しなければなりません。建築物の衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）に基づく貯水槽清掃業の登録を受けた業者等に依頼してください。

③ 水質検査

貯水槽の清掃後は速やかに水質検査を行わなければなりません。貯水槽清掃業者を通じて依頼し、水質の安全確認をしてください。（建築物衛生法で規定する特定建築物では清掃実施時以外の水質検査も必要です。）



④ 設備の点検・残留塩素の測定等

- ★ 月1回程度、設備の点検を実施し、異常のないことを確認しましょう。

貯水槽（高置水槽）が危険な場所に設置されている場合、点検を業者に委託することもひとつの方法です。



- ★ 週1回程度、末端給水栓での水の色や濁り等に異常のないこと、遊離残留塩素の含有率が0.1 mg/ℓ以上であることを確認しましょう。

- ★ 異常が認められたときには、原因を究明し、対策を講じるとともに、必要に応じて清掃や水質検査を実施し、安全を確認しましょう。

残留塩素の測定には専用の測定器（DPD法）が必要です。

- ★ 管理内容については、4ページの「給水設備管理点検記録」を参考にしてください。

⑤ その他必要な措置

- ★ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、その水を使用することが危険である旨を関係者に知らせるとともに、保健所に連絡しましょう。

- ★ 地震、水害等、水が汚染されるおそれのある事態が発生したときも速やかに点検等を行い、清掃、修理等必要な措置を講じましょう。

⑥ 関係書類の保存

貯水槽の清掃や水質検査の報告書、残留塩素測定等や設備点検の記録などの関係書類は5年間保存してください。



給水設備管理点検記録

平成 年 月

区分	日時	測定(採水)場所	残留塩素 (mg/ℓ)	外観等異常の有無				水質異常の状況
				色濁り	におい	味	異物等	
水質検査				有・無	有・無	有・無	有・無	
				有・無	有・無	有・無	有・無	
				有・無	有・無	有・無	有・無	
				有・無	有・無	有・無	有・無	
				有・無	有・無	有・無	有・無	
				有・無	有・無	有・無	有・無	
				有・無	有・無	有・無	有・無	
				有・無	有・無	有・無	有・無	
施設・設備管理点検記録	点検月日			月 日 (曜)				
	項目			受水槽等			高置水槽	
	水槽周辺の清潔さ			適・否			適・否	
	水槽の水漏れ、損傷			適・否			適・否	
	水槽内部の異物の有無			適・否			適・否	
	マンホール施錠 防水パッキン			適・否			適・否	
	オーバーフロー管からの出水			適・否			適・否	
	オーバーフロー管の防虫網			適・否			適・否	
	通気管の防虫網			適・否			適・否	
	塩素滅菌器の作動					適・否		
防錆剤注入装置の作動					適・否			
揚水ポンプ等の振動、異常					適・否			
特記事項								
水の使用量			m ³ /月		担当者			

水道法関係法令抜粋

水道法	水道法施行令	水道法施行規則
<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。</p> <p>第4章の2 簡易専用水道 第34条の2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。 2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。</p> <p>第7章 罰則 第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。 一～七 略 八 第34条の2第2項の規定に違反した者</p> <p>※このほかに、 (改善の指示等) 第36条第3項 略 (給水停止命令) 第37条 略 (報告の徴収及び立入検査) 第39条第3項 略 等がある。</p>	<p>(簡易専用水道の適用除外の基準) 第2条 法第3条第7項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が十立方メートルであることとする。</p>	<p>第4章 簡易専用水道 (管理基準) 第55条 法第34条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。 一 水槽の掃除を一年以内ごとに一回、定期的に、行うこと。 二 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。 三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。 四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。 (検査) 第56条 法第34条の2第2項の規定による検査は、一年以内ごとに一回とする。 2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p>

その他の貯水槽関係法令等

- ・ 建築物の衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 建築基準法
- ・ 新潟市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱



＜簡易専用水道に関するお問い合わせは＞
新潟市保健所 環境衛生課 環境衛生係

〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3-3-11

(新潟市総合保健医療センター3F)

TEL 025-212-8266 (直通)

FAX 025-246-5673

E-mail kankyoeisei@city.niigata.lg.jp